

## 物品供給契約約款

(検査及び引渡し)

- 第1条 受注者は、天災事変その他やむを得ない事由により納入期限内に物品を納入することができないときはその事由を詳記して期限延長の願出をすることができる。この場合において、発注者は、その願出を相当と認めるときはこれを承認することができる。
- 2 前項の願出は、納入期限内になさなければならない。ただし、特別の事由のある場合はこの限りでない。
- 第2条 納入物品は、仕様書図面又は見本によるものとし見本その他による品質を指示しないときは中等以上のものでなければならない。
- 第3条 納入物品は、発注者の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用及び検査のため変質変形又は消滅毀損したものは全て受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要するものはこの限りでない。
- 2 受注者は、発注者の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。受注者がもし立会いをしないときは検査の結果につき異議を申し立てることができない。
- 第4条 検査の結果不合格と決定した物品は、受注者が遅滞なくこれを引取り速やかに代品を納入しなければならない。
- 2 前項の場合特に1回限り発注者は、相当日数を指定して引換え又は手直しの期間を認めることがある。この引換え又は手直しの終了したときは、更に届け出て検査を受けなければならない。
- 3 第1項の不合格品といえどもその不良の程度が軽微で発注者が使用上支障がないと認めるときは、契約金額を相当減額の上これを採用することができる。  
(契約不適合に伴う請求権等)
- 第5条 受注者は、納入物品の引渡後1年間は契約の内容に適合しなかった場合について修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の責任を負うものとする。
- 第6条 受注者が履行の追完に応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これによって受注者に損害を生ずることがあっても発注者は賠償の責任を負わない。
- 第7条 物品の所有権は、検査に合格し収納したとき受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害は全て受注者の負担とする。ただし、天災地変その他避けることのできない非常災害による場合はこの限りでない。
- 2 物品の容器及び包装等は、特別の契約のない限り発注者の所有とする。  
(支払)
- 第8条 契約金額は、検査の完了後受注者の請求により30日以内に支払うものとする。  
(遅延損害金)
- 第9条 発注者は、受注者が履行期限内に物品の納入を終了しないときは、延滞日数1日につき延滞数量に対する代金の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率に相当する金額を違約金として徴収することができる。
- 2 第4条第2項による引換え又は手直しが指定した期間後には、前項によって違約金を納付するものとする。
- 3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数はこれを算入しない。  
(談合等不正行為があった場合の違約金等)
- 第9条の2 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。  
(契約の変更等)

第10条 発注者は、必要があるときは受注者と協議の上この契約の内容を変更し又は納入の中止をすることができる。

- 2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるときは内訳書の単価により算定する。ただし、発注者において不相当と認めるとき、又は、期限を伸縮する必要があるときは発注者の相当と認めるところによるものとする。  
(契約の解除等)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは受注者と協議の上この契約の全部又は一部の解除をすることができるものとする。

- 2 受注者は、前条の中止期間が引続き2箇月以上に及ぶときは発注者と協議の上全部又は一部の解除をすることができるものとする。
- 3 前2項の場合において発注者は、受注者の請求により既納品の代金を支払うものとする。

第12条 受注者が下の各号のいずれかに該当する場合において発注者は契約を解除することができるものとする。

- (1) 期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認めるとき。
- (2) 正当の理由がなく当該職員の指揮に従わないとき、又は、契約事項の検査監督に際し当該職員の職務の執行を妨害したとき。
- (3) 契約の履行をするに当たってこれを粗雑にし、又は品質数量に関して不正の行為があったとき。
- (4) 前各号のほか受注者又は、その代理人がこの契約事項に違反したとき。

2 この契約を解除した場合において発注者は履行部分に対して相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることがある。その他のものは受注者が遅滞なく引取るものとする。

3 この条の契約解除は第9条による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。  
(支払代金の相殺)

第13条 発注者が受注者より取得することができる金銭のあるときは受注者に対して支払うべき代金と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。  
(権利の譲渡等)

第14条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供することができないものとする。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。  
(協議)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。